

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
救急病院の認定 (医療対策課)	1
生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (")	1
生活保護法による介護機関の指定 (")	1
大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営流通課)	1
大規模小売店舗の変更に関する届出 (3件) (")	2
保安林の指定予定の通知 (10件) (森林整備課)	3
保安林の指定の予定 (2件) (")	5
漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (29件) (漁業管理課)	6
道路の区域変更 (道路安全利用課)	10
道路の供用開始 (")	11
建設業法に基づく処分 (建設管理課)	11
高知県公安委員会告示	
告示 (指定講習機関の指定) の一部改正	11
告示 (運転免許取得者教育の認定) の一部改正	11

告 示

高知県告示第47号
救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成17年2月4日
高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
田中整形外科病 院	高知市上町三丁目2 - 6	平17・1・ 27	平20・1・ 26

高知県告示第48号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎
医療機関の名称 所 在 地 指定年月日
森 本 齒 科 吾川郡春野町弘岡下3993 - 9 平17・1・1
大 崎 薬 局 " 吾川村大崎395 " " "
高知県告示第49号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。
平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎
医療機関の名称 所 在 地 廃止年月日
安 芸 耳 鼻 科 安芸市矢ノ丸2 - 4 - 26 平16・11・30
森 本 齒 科 吾川郡春野町弘岡下3993 - 9 " 12・31
高知県告示第50号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
平成17年2月4日

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成16年10月1日	いの町 吾川郡いの町1700 - 1	いの町立国民健康保険長沢診療所 吾川郡いの町長沢254 - 3 訪問看護 居宅療養管理指導
"	いの町 吾川郡いの町1700 - 1	いの町立居宅介護支援事業所 吾川郡いの町上八川乙115 居宅介護支援事業
平成17年1月1日	有限会社第一四国 吾川郡いの町6483 - 8	有限会社第一四国 吾川郡いの町6483 - 8 福祉用具貸与
"	安光秀人 吾川郡いの町天王南2 - 1 - 1	安光歯科 吾川郡いの町天王南2 - 1 - 1 居宅療養管理指導
平成17年1月10日	医療法人仁生会 高知市越前町一丁目	あったかホームひだか 高岡郡日高村下分3561 -

	10 - 17	1 痴呆対応型共同生活介護
平成17年2月1日	有限会社ケアネット サービス 室戸市佐喜浜町3589 - 1	ホームヘルパーステーションゆず 室戸市羽根町乙3925 - 3 訪問介護

高知県告示第51号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。
平成17年2月4日
高知県知事 橋本 大二郎

- 1 届出の概要
- 届出者の名称
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦
 - 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ奈半利店
安芸郡奈半利町字水門乙1305 - 9 ほか
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦
香川県高松市円座町1001番地
 - 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年9月19日
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,295平方メートル
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
120台
イ 駐輪場の収容台数
61台
ウ 荷さばき施設の面積
220平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
45立方メートル
 - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び

<p>閉店時刻 午前9時から午前零時まで</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時40分から午前零時20分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで</p> <p>2 届出年月日 平成17年1月18日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営流通課 奈半利町総務企画課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第52号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。</p> <p>平成17年2月4日 高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ南国店 南国市大塚字樋掛甲2531 (4) 変更しようとする事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前10時から午後10時まで (変更後) 午前9時から午前零時まで</p>	<p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前9時40分から午後10時20分まで (変更後) 午前8時40分から午前零時20分まで</p> <p>(5) 変更年月日 平成17年3月18日</p> <p>2 届出年月日 平成17年1月18日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営流通課 南国市商工水産課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第53号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。</p> <p>平成17年2月4日 高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ安芸店 安芸市矢ノ丸四丁目320-1ほか (4) 変更しようとする事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前10時から午後10時まで (変更後) 午前9時から午前零時まで</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前9時40分から午後10時20分まで (変更後) 午前8時40分から午前零時20分まで</p>	<p>(5) 変更年月日 平成17年3月18日</p> <p>2 届出年月日 平成17年1月18日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営流通課 安芸市商工水産課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第54号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。</p> <p>平成17年2月4日 高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ土佐店 土佐市蓮池池ノ尻1119番地ほか (4) 変更しようとする事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前10時から午後10時まで (変更後) 午前9時から午前零時まで イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前9時40分から午後10時20分まで (変更後) 午前8時40分から午前零時20分まで (5) 変更年月日 平成17年3月18日</p> <p>2 届出年月日</p>
---	---	---

平成17年1月18日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営流通課
土佐市商工労働課

4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第55号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所
安芸市奈比賀字熊押山・字猿押山・字河又柄尾山・字小川山・古井字加勝山・安芸郡北川村安倉字矢筈谷山(以上6字国国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字熊押山・字猿押山・字河又柄尾山(以上3字国国有林。次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに安芸市役所及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第56号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所
安芸市下山字ヒキ岩2169の1(次の図に示す部分に限る。)

字河野2168の1、安芸郡北川村野川字滝ヶ森1436の17(次の図に示す部分に限る。)、1436の18

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字河野2168の1・字ヒキ岩2169の1・字滝ヶ森1436の17(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに安芸市役所及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第57号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所
安芸市大井字ウハナロ乙34の4、字牛ガ留り乙478の1、字東名川谷乙481の八、字ヤケヤ乙483のト、字所林乙50のホ、字後山乙51の6から乙51の8まで、乙51の11、乙51の12、字星越乙287の1、乙287の3、乙287の18から乙287の22まで、乙287の24、乙287の25、乙287の39、乙287の41、字高瀬乙343のチ、乙343の17、字赤岩乙353の3、乙353の4、乙353の9、乙353の13、乙353の14、乙354の1、乙354の3から乙354の6まで

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を高知県農林水産部森

林局森林整備課並びに安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第58号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所
南国市中ノ川字黒森山・字中ノ川山・香美郡香北町谷相字谷相山・長岡郡本山町瓜生野字西谷山・字桑ノ川山・字北向山・七戸字奥白髪山・字口白髪山・字竜王山・字波介山・字前山・沢ヶ内字坂瀬山・下関字地吉山・字地吉留加山・大豊町尾生字尾生山・奥大田字松尾山・字三ツ石山・南大王字大王山・葛原字奥野地吉山・字滝鳥屋山・字滝山・字横荒山・川口字宮ノ平山・土佐郡土佐町南川字大師谷山・瀬戸字岩茸山・字一ノ谷山・笹ヶ谷字黒森山・吾川郡いの町脇ノ山字横野・字横野影・字脇ノ山・字休場山・字休場川縁山・戸中字稲村山・字沖ノ山・字梅ノ森山・字葛籠谷黒滝山・長沢字落合山・字長沢山・寺川字自念子山・字岩茸山・字京組山・字名ノ川山・字奥南川山・越裏門字伊留谷山・字奈辺良谷山・字手箱山・吾川郡池川町大屋字安居山・宮ヶ平字弘沢谷山(以上48字国国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字黒森山・字中ノ川山・字谷相山・字西谷山・字桑ノ川山・字北向山・字奥白髪山・字口白髪山・字竜王山・字波介山・字前山・字坂瀬山・字尾生山・字松尾山・字三ツ石山・字大王山・字奥野地吉山・字滝山・字横荒山・字宮ノ平山・字大師谷山・瀬戸字岩茸山・字一ノ谷山・字横野影・字脇ノ山・字休場山・字休場川縁山・字稲村山・字沖ノ山・字梅ノ森山・字葛籠谷黒滝山・字落合山・字長沢山・字自念子山・長沢字岩茸山・字京組山・字名ノ川山・字奥南川山・字伊留谷山・字奈辺良谷山・字手箱山・字安居山・字弘沢谷山(以上43字国国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに南国市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第59号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所

土佐市新居字南谷3382の1、3382の2、3383、3388、3389の1、3389の2、3390から3392まで、3394、3395、字南谷山5071の2、吾川郡いの町字平岩5793の12、5794から5796まで、5797の1から5797の3まで、清水下分字石休場392の1、392の2、393、399の1、2077の1、2078の1、2078の2、2079の1、2079の2、2080、字除川2147の1、戸中字ニセゴゼ109の3、字宮野尾125の2、字土居屋敷7の1・11(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、6、高岡郡日高村宮ノ谷字ハツ表46(次の図に示す部分に限る。)、57、695

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南谷3383・3388・3389の1・3389の2・3390・3392・3394・3395・字平岩5794・5797の1から5797の3まで・字石休場392の1・399の1・2077の1・字ニセゴゼ109の3・字宮野尾125の2・字土居屋敷7の1・字ハツ表46・57・695(以上21筆について次の図に示す部分に限る。)、字南谷3391、字石休場2078の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに土佐市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第60号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所

須崎市上分字朴ノ川山・字木屋ヶ谷山・高岡郡大野見村川奥字宮ノ谷山・字宮ノ谷下山・奈路字堅条藪山・字島ノ川山・字畑ヶ谷山・下ル川山字下ル川山・程落字桑ノ又山・字日ノ平山・字程落谷山・窪川町日ノ地字相ノ峠山・字松葉川山・中津川字森ヶ内山・字大畑山・字奥中津川山・字中津東新山・字国木前山・字中津川山・奥神ノ川字奥神ノ川山・折合字上源見山・字四十畑山・字小松尾山・字折合川山・川ノ内字井杭山・字焼木水谷山・津野町北川字大古味山・字大管山・貝ノ川床鍋字七曲山・字天狗滝山・中土佐町字袴山・字梶ヶ平山・字柚ノ川山・上ノ加江字鶴切山・字高野山・字新道山・字尻高山・袴原町中平字大中山・字下鷹取山・字中平山・初瀬字鷹取山・袴原字辻尾東山・字辻尾西山・字小松尾山・字栃ノ木谷山・越知面字奈路畑山・幡多郡大正町木屋ヶ内字杉ノ尾山・字歯朶尾山・西野川字氷山・中津川字薄木山・字成川山・字奥成川山・字大筋山・字小松尾山・字出ノ谷山・下津井字佐川山・字小笠木山・字宗政山・字小下野山・字大下野山・字坂島山・字大松ノ畝山・大奈路字測ヶ谷山・下道字足川続山・字足川山・字大佐古山・字下野山・字久良川山・字松ノコシ山・字川平山・字道下山(以上71字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字朴ノ川山・字木屋ヶ谷山・字宮ノ谷山・字宮ノ谷下山・字堅条藪山・字島ノ川山・字畑ヶ谷山・字下ル川山・字桑ノ又山・字日ノ平山・字程落谷山・字相ノ峠山・字松葉川山・字森ヶ内山・字大畑山・字奥中津川山・字中津東新山・字国木前山・字中津川山・字奥神ノ川山・字上源見山・字四十畑山・字小松尾山・字折合川山・字井杭山・字焼木水谷山・字大古味山・字大管山・字七曲山・字天狗滝山・字袴山・字梶ヶ平山・字鶴切山・字高野山・字新道山・字尻高山・字大中山・字下鷹取山・字鷹取山・字辻尾東山・字辻尾西山・字栃ノ木谷山・字奈路畑山・字杉ノ尾山・字氷山・字薄木山・字成川山・字奥成川山・字小松尾山・字出ノ谷山・字佐川山・字小笠木山・字宗政山・字小下野山・字大下野山・字坂島山・字測ヶ谷山・字足川続山・字足川山・字大佐古山・字下野山・字久良川山・字道下山(以上63字国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに須崎市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第61号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所

安芸郡北川村久江ノ上字昼石影地山・字大段徳ヶ谷山・久木字平瀬山・字大谷鹿伏山・字大谷受領山・字大谷山・字中尾山・字釈迦ヶ生郷谷山・字大段続山・字栃谷山・字久木山・馬路村馬路字朝日出山・字横谷山・字南栃谷山・字須垣谷堂ヶ尾松立山・字長滝松立山・字宿谷山・字五葉滝山・字赤松山・字川平新山・字魚梁瀬字明善山・字明善続山・字谷山北平山・字千本山・字尾続山・字和田山・字一ノ谷山(以上27字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字昼石影地山・字大谷鹿伏山・字大谷受領山・字大谷山・字中尾山・字釈迦ヶ生郷谷山・字大段徳ヶ谷山・字大段続山・字栃谷山・字朝日出山・字横谷山・字南栃谷山・字須垣谷堂ヶ尾松立山・字長滝松立山・字五葉滝山・字赤松山・字川平新山・字久木山・字明善山・字明善続山・字谷山北平山・字千本山・字一ノ谷山(以上23字国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第62号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の

規定により告示する。
平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
香美郡香北町猪野々字猪野々山・物部村山崎字峰ノ川口山・字中ノ川峰ノ川山・仙頭字樺尾山・字宇筒舞山・久保字東熊山・字井地山・別府字別府山・字杉ノ熊山・市宇字沖ノ谷山(以上10字国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猪野々山・字中ノ川峰ノ川山・字宇筒舞山・字東熊山・字井地山・字別府山・字沖ノ谷山・字杉ノ熊山(以上8字国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第63号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
香美郡物部村中津尾字松谷山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松谷山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び物部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第64号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡仁淀村別枝字石ノ内854の1から854の3まで、854の6、2550の8、2550の9、2550の16、2550の18、2550の19、2550の23から2550の25まで、2550の27から2550の29まで、2550の31から2550の33まで、2550の35、2550の40、2550の41、2551の5、2551の17、2552の1、2552の29から2552の31まで、2552の37、2552の39、2552の40、2552の42、2553の2、2553の3、2553の5、2553の12、2554、字鉢ノ石902の13、字上郷奈路938の10から938の14まで、938の21、938の38、941、942、944の1、944の2、947の1、947の2、948から950まで、2572の1、2572の13、2572の40、字竹ノ前2575の2

- 2 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに仁淀村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第65号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
須崎市上分字二ノ又口甲2398、甲2399、甲2402、甲2413、高岡郡中土佐町上ノ加江字ユノト山5354の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字二ノ又口甲2398・甲2399・甲2413・字ユノト山5354の6(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに須崎市役所及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第66号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡仁淀村別枝字石ノ内854の1から854の3まで、854の6、2550の8、2550の9、2550の16、2550の18、2550の19、2550の23から2550の25まで、2550の27から2550の29まで、2550の31から2550の33まで、2550の35、2550の40、2550の41、2551の5、2551の17、2552の1、2552の29から2552の31まで、2552の37、2552の39、2552の40、2552の42、2553の2、2553の3、2553の5、2553の12、2554、字鉢ノ石902の13、字上郷奈路938の10から938の14まで、938の21、938の38、941、942、944の1、944の2、947の1、947の2、948から950まで、2572の1、2572の13、2572の40、字竹ノ前2575の2

- 2 指定の目的
公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに仁淀村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第67号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

室戸市佐喜浜町1286 - 1	米 倉 忠 彦
” ” 1600 - 63	長 岡 友 久
” ” 1530	浜 吉 義 次

- (2) 加入区の名称
佐喜浜町加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
室戸岬東漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成17年2月4日から同年2月18日まで
- (2) 縦覧場所
室戸岬東漁業協同組合佐喜浜町支所事務所

高知県告示第68号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

室戸市室戸岬町509 - 3	久 保 武 市
” ” 514 - 1	橋 本 武 典
” ” 297	大 黒 宗 一

- (2) 加入区の名称
椎名加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
室戸岬東漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成17年2月4日から同年2月18日まで
- (2) 縦覧場所

室戸岬東漁業協同組合椎名支所事務所

高知県告示第69号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

室戸市室戸岬町2003	富 岡 春 祐
” ” 2526	中 屋 善 通
” ” 2817 - 1	山 本 幸 生

- (2) 加入区の名称
三津加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
三津漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成17年2月4日から同年2月18日まで
- (2) 縦覧場所
三津漁業協同組合事務所

高知県告示第70号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

室戸市室戸岬町3692 - 2	小笠原 有 造
” ” 3646	山 下 明 博
” ” 3144	山 下 忠 一

- (2) 加入区の名称
高岡加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
室戸岬東漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成17年2月4日から同年2月18日まで

(2) 縦覧場所

室戸岬東漁業協同組合高岡支所事務所

高知県告示第71号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

室戸市室戸岬町6810番地92	福 元 資 俊
” ” 4360番地	小 松 明 彦
” ” 5763番地1	川 口 久 一

- (2) 加入区の名称
室戸岬加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
室戸岬東漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成17年2月4日から同年2月18日まで
- (2) 縦覧場所
室戸岬東漁業協同組合事務所

高知県告示第72号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

室戸市元甲2315番地3	山 中 撰
” 浮津一番町22番地	山 川 奉 明
” 元甲1980番地	中 野 潔

- (2) 加入区の名称
室戸加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
室戸漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 室戸漁業協同組合事務所
 高知県告示第73号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
- | | |
|--------------|---------|
| 安芸郡奈半利町甲49番地 | 畠 中 豊 吉 |
| " " 甲106番地 | 西 内 勝 朗 |
| " " 甲132番地1 | 坂 本 龍 一 |

(2) 加入区の名

加領郷加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

加領郷漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 加領郷漁業協同組合事務所
 高知県告示第74号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
- | | |
|---------------|---------|
| 安芸郡安田町安田1720 | 長 町 爾 朗 |
| " " 唐浜2738-22 | 松 本 和 男 |
| " " 唐浜2344 | 中 西 儀 男 |

(2) 加入区の名

安田町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

安田町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで

(2) 縦覧場所
 安田町漁業協同組合事務所
 高知県告示第75号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
- | | |
|--------------|---------|
| 安芸市穴内乙213-13 | 渡 辺 孝 雄 |
| " " 甲90-1 | 前 田 嘉 広 |
| " " 甲66-4 | 岡 村 一 平 |

(2) 加入区の名

穴内加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

穴内漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 穴内漁業協同組合事務所
 高知県告示第76号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
- | | |
|---------------|---------|
| 香美郡赤岡町183番地10 | 本 田 和 仁 |
| " " 374番地2 | 松 下 輝 喜 |
| " " 189番地6 | 西 本 精 志 |

(2) 加入区の名

赤岡町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

赤岡町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで

(2) 縦覧場所
 赤岡町漁業協同組合事務所
 高知県告示第77号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
- | | |
|---------------|---------|
| 香美郡吉川村吉原486番地 | 中 元 義 春 |
| " " 古川999-1番地 | 山 崎 節 雄 |
| " " 吉原516番地 | 北 村 政 志 |

(2) 加入区の名

吉川村加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

吉川村漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 吉川村漁業協同組合事務所
 高知県告示第78号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
- | | |
|---------|---------|
| 南国市久枝57 | 島 村 孝 行 |
| " " 60 | 島 村 孝 男 |
| " " 125 | 山 本 利 和 |

(2) 加入区の名

久枝加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

久枝漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 久枝漁業協同組合事務所
 高知県告示第79号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 高知市御豊瀬476-3番地 久 保 修一郎
 " " 480-5番地 山 岡 政 敏
 " " 274番地 北 岡 稔 雄

(2) 加入区の名称
 御豊瀬加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 御豊瀬漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 御豊瀬漁業協同組合事務所
 高知県告示第80号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 高知市長浜4127番地 松 本 秀 雄
 " 浦戸739番地 山 崎 貴 博
 " 横浜80番地4 植 田 幸 栄
 (2) 加入区の名称
 高知市加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同

組合の名称
 高知市漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 高知市漁業協同組合事務所
 高知県告示第81号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 吾川郡春野町東諸木2783-3 橋 本 照 水
 " " 甲殿1420 野 本 昭 二
 " " 東諸木4084-7 川 田 和 洋

(2) 加入区の名称
 春野町加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 春野町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 春野町漁業協同組合事務所
 高知県告示第82号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 土佐市新居185-16 松 岡 賢 一
 " " 218-3 森 岡 英 朗
 " " 185-16 松 岡 忠 夫
 (2) 加入区の名称
 新居加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 新居漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 新居漁業協同組合事務所
 高知県告示第83号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 土佐市宇佐町宇佐2448-1 山 下 忠 吉
 " " " 249-3 浜 吉 英 夫
 " " " 1749-4 浜 口 徳 吉

(2) 加入区の名称
 宇佐加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 宇佐漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 宇佐漁業協同組合事務所
 高知県告示第84号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 須崎市久通106番地の10 山 口 貞 義
 " " 96番地8 山 崎 巖
 " " 75番地 西 村 加 一
 (2) 加入区の名称

久通加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 久通漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 久通漁業協同組合事務所
 高知県告示第85号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日
 高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 須崎市浜町1-4-1 小野 輝 雄
 " 山手町15-12 浦岡 勇 助
 " 桑田山乙1632-1 松田 博

(2) 加入区の名称
 須崎釣加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 須崎釣漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 須崎釣漁業協同組合事務所
 高知県告示第86号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日
 高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 高岡郡中土佐町久礼6284 浜谷 清 水
 " " " 6781-49 浪上 弘 幸
 " " " 6233-25 中島 勉

(2) 加入区の名称
 久礼加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 久礼漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 久礼漁業協同組合事務所
 高知県告示第87号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日
 高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 幡多郡佐賀町鈴133 青山 憲 二
 " " 佐賀796-1 明神 好 久
 " " 佐賀441-1 今村 文 夫

(2) 加入区の名称
 佐賀町加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 佐賀町漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 佐賀町漁業協同組合事務所
 高知県告示第88号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日
 高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 中村市下田4382 中村 浦 次
 " 下田1946 矢部 繁 美

" 名鹿340 高橋 功
 (2) 加入区の名称
 中村市加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 中村市漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 中村市漁業協同組合事務所
 高知県告示第89号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日
 高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 土佐清水市以布利180-1 村田 米 造
 " " 1040-10 岡林 年 晴
 " " 534 畠中 健 一

(2) 加入区の名称
 以布利加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 土佐清水市漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 土佐清水市漁業協同組合事務所
 高知県告示第90号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月4日
 高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 土佐清水市窪津344番地 中島 和 男

" " 331 - 3 番地 山下 盛行
 " " 654 - 2 番地 尾川 盛幸
 (2) 加入区の名称
 窪津加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 窪津漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 窪津漁業協同組合事務所
 高知県告示第91号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 土佐清水市市場町7番14号 新谷 猛
 " 戎町4番5号 植杉 豊
 " 旭町12番21号 笹本 忠孝
 (2) 加入区の名称
 清水加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 土佐清水市漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 土佐清水市漁業協同組合事務所
 高知県告示第92号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町古満目80 中平 幸重
 " " " 135 大野 義平
 " " " 173 今津 末喜
 (2) 加入区の名称
 古満目加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 すくも湾漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 すくも湾漁業協同組合事務所
 高知県告示第93号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 幡多郡大月町泊浦349 森木 章一
 " " " 419 - 19 原田 治紀
 " " " 385 - 10 長山 浩
 (2) 加入区の名称
 泊浦加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 すくも湾漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 すくも湾漁業協同組合事務所
 高知県告示第94号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名
 宿毛市大島12 - 17 中山 愛親
 " 片島14 - 7 大空 日出雄
 " 大島4 - 3 中山 利喜也
 (2) 加入区の名称
 宿毛市加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 すくも湾漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 すくも湾漁業協同組合事務所
 高知県告示第95号
 漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 宿毛市藻津828 松沢 守
 " " 672 - 9 久保 和博
 " " 1160 - 2 石黒 文明
 (2) 加入区の名称
 藻津加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 藻津漁業協同組合
 2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成17年2月4日から同年2月18日まで
 (2) 縦覧場所
 藻津漁業協同組合事務所
 高知県告示第96号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成17年2月4日から2週間高知県土木部道路安全利用課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野見港
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市神田字大峰ノ前 2567番1地先から 須崎市神田字大峰ノ前 2578番1地先まで	新	8.00 ゝ 29.00	240.00
	旧	7.50 ゝ 10.00	270.00

高知県告示第97号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成17年2月4日から2週間高知県土木部道路安全利用課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野見港
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市神田字大峰ノ前2567番1地先から 須崎市神田字大峰ノ前2578番1地先まで	240.00	平成17年2月4日

公 告

建設業法(昭和24年法律100号)第29条第1項第2号の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年2月4日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 処分をした年月日
平成17年1月25日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社西村技研
高知市朝倉己302
代表取締役 西村 幸也
高知県知事許可(般-16)第8013号

- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項第2号による許可の取消し(平成17年1月28日限り)

- 4 処分の原因となった事実

代表取締役が、高知県高知土木事務所及び高知県伊野土木事務所管内の交通事故等を原因とする道路損傷汚損行為に対する復旧工事に関し、道路損傷汚損行為者及びその代理人である保険会社の担当者に対して、自社を同復旧工事の施工業者に選定するように指導、助言してもらおう等自社の工事受注に関して有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び将来も同様の取り計らいを受けたい趣旨で、県職員に対して平成13年7月24日及び平成15年5月30日から平成16年4月30日までの間、前後15回にわたって供与した贈賄(供与金額合計346,000円)により、平成16年9月28日懲役1年、執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定した。このことが、建設業法第8条第7号及び同法第29条第1項第2号の規定に該当する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

平成9年3月高知県公安委員会告示第4号(指定講習機関の指定)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から適用する。

平成17年2月4日

高知県公安委員会委員長 鈴木 朝夫

「

須崎自動車学校	須崎市多ノ郷甲4,481番地	上村富久
---------	----------------	------

」

「

有限会社 オーシャン・クルー	吾川郡いの町枝川282番地	矢野義尚
-------------------	---------------	------

」

高知県公安委員会告示第2号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号(運転免許取得者教育の認定)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から適用する。

平成17年2月4日

高知県公安委員会委員長 鈴木 朝夫

「

株式会社 須崎自動車学校 代表取締役 上村 富久	須崎市多ノ郷甲 4,481番地
--------------------------------------	--------------------

」

「

有限会社 オーシャン・クルー 代表 取締役 矢野 義 尚	吾川郡いの町枝川 282番地
---	-------------------

」